

津軽保健生活協同組合  
健生訪問看護ステーションたまち  
訪問看護・介護予防訪問看護の運営規程  
医療法に基づく訪問看護の運営規程

(事業の目的)

第1条 津軽保健生活協同組合が設置する健生訪問看護ステーションたまち（以下「事業所」とする）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「訪問看護」とする）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（予防に当たっては要支援状態）の利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問看護においては利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的とする。

2 訪問看護の提供の開始にあたっては、主治の医師の交付する「訪問看護指示書に基づき安全で的確な訪問看護・リハビリテーションを提供するとともに、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、療養上の目標を設定し、計画的に行う。

3 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護師、准看護師の代わりに訪問させるものである。

4 訪問看護の提供にあたっては、主治の医師との密接な連携を図るとともに、訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。

5 訪問看護の提供にあたっては、懇切丁寧を行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明する。

6 訪問看護の提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。

7 訪問看護の提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

8 特殊看護については、これを行わない。

9 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、必要な整備を行うとともに、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

10 訪問看護の提供にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 訪問看護の提供にあたっては、事業所の従業者によって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

2 地域包括システムの中で看護多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護との連携を行い、住み慣れた自宅でその人らしく生活することを支援する。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津軽保健生活協同組合 健生訪問看護ステーションたまち
- (2) 所在地 青森県弘前市大字向外瀬字豊田 292 の 1
  - ① 名称 津軽保健生活協同組合 健生訪問看護ステーションたまち のだ支所  
所在地 青森県弘前市大字野田二丁目 2 番地 1
  - ② 名称 津軽保健生活協同組合 健生訪問看護ステーションたまち ちとせ支所  
所在地 青森県黒石市寿町 23 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：常勤の保健師又は看護師 1 名。適切な指定訪問看護を行うための管理業務全般を担う。
- (2) 訪問看護師：看護師又は准看護師で本所、支所含めそれぞれ常勤換算 2.5 名以上配置する。  
訪問看護計画及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) 事務員：本所、支所に各 1 名以上配置し、請求事務全般に関わる業務等を担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通常月曜日から金曜日までとする。  
但し、国民の祝日、5月1日（メーデー）8月1日（創立記念日）、8月13日～14日（お盆休み）、12月30日～1月3日（年末年始休み）は除く。
- (2) 営業時間 平日 8時30分～16時40分
- (3) 電話により 24 時間受付等が可能な状態とする。  
健生訪問看護ステーションたまち 0172-36-8833（待機携帯に転送される）  
のだ支所 0172-36-5581（待機携帯に転送される）  
ちとせ支所 0172-53-6587（待機携帯に転送される）

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) かかりつけ医の指示書に基づく看護
  - ①病状及び全身状態の観察
  - ②清拭、洗髪等による清潔の保持
  - ③食事及び排泄等の日常生活の援助
  - ④褥瘡の予防・処置
  - ⑤リハビリテーション
  - ⑥カテーテル等の管理
  - ⑦その他必要な医師の指示による看護処置及び看護ケア
  - ⑧在宅での看取りを希望する方への援助、終末期の看護
- (2) 家族の介護指導並びに生活の質の向上に関する相談、助言
- (3) 療養上必要な社会資源の活用方法等の助言及び関係機関との連絡・連携
- (4) その他療養上必要な事項

(利用料等)

- 第8条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、健康保険法並びに介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準によるものとする。介護報酬告示上の額として、そのサービスが法定代理受理サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 その他、訪問看護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものについては実費を徴収する。
  - 3 前項2の利用料等の支払いを受けたときには、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
  - 4 訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
  - 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
  - 6 医療保険における健康保険外の実費負担は次のとおりとする。

①訪問看護に要する交通費	2 Km間	220円（消費税込）
	2 km超	330円（消費税込）
②営業日以外の休日の場合	1回あたり	2000円

(通常の事業の実施区域)

- 第9条 通常の実施区域は弘前市、青森市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村とする。

(緊急時における対応方法)

- 第10条 看護師などは、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変などが生じた場合には、必要に応じて臨機応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずる。主治の医師に連絡が困難な場合は、速やかに救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービス苦情解決の流れ)

- 第11条 サービスに対する苦情の解決を図るため、サービスを提供する事業所に苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置く。津軽保健生活協同組合の規定に沿って苦情解決にあたる。
- 2 事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書等の提示（提示の求め）又は当該市町村職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導・

助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導・助言を受けた場合は、当該指導・助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者で介護サービスの提供以外の目的では 原則利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止および身体拘束等の適正化に関する事項)

第13条 事業所は利用者の人権擁護、虐待および身体拘束等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待・身体拘束等を防止する為の従業員に対する研修の実施  
(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備  
(3) その他虐待防止の為に必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事務所の従業者または擁護者（利用者の家族など利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、県や市町村に通報するものとする。
- 3 訪問看護の提供にあたり当該利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合、その方法・時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性、一時性の3つの要件）を記載し、組織として慎重に手続きを行う。（当該記録は2年間保管する）

(衛生管理等に関する事項)

第14条 職員の健康管理、事業所の備品管理等感染症の予防及びまん延防止のため、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。  
(2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。  
(3) 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の対策を講ずる。  
①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について職員に周知する。  
②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための規程を整備する。  
③職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を策定し、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第16条 感染症や非常災害時において指定サービスの提供を継続的に実施するため、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 感染症や非常災害時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画 BCP)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講ずる。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、従業者でなくなった後においても、利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。なおかつ看護サービスを適切に提供できない状況になった場合は、サービスの中止や契約を解除する場合がある。
- 5 事業所は、訪問看護に関する記録を整理し、訪問看護を提供した日から5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は津軽保健生活協同組合と健生訪問看護ステーションたまち管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

平成15年 4月1日から改定施行する。  
平成17年 4月1日から改定施行する。  
平成23年 4月1日から改定施行する。  
平成24年12月1日から改定施行する。  
平成26年 4月1日から改定施行する。  
平成26年 8月1日から改定施行する。  
平成27年 4月1日から改定施行する。  
平成28年 2月1日から改定施行する。  
平成29年11月13日から改定施行する。  
平成30年10月1日から改定施行する。  
令和 2年 3月10日から改定施行する。

令和 2年 7月1日から改定施行する。  
令和 3年 4月1日から改定施行する。  
令和 4年 4月1日から改定施行する。  
令和 4年6月17日から改定施行する。  
(指定訪問看護・医療保険・指定介護予防を一体化)  
令和 6年 2月17日から改定施行する。  
令和 6年 3月1日から改定施行する。  
令和 6年 8月1日から改定施行する。